

雑誌コード使用規約

平成 28 年 3 月 8 日制定

令和 7 年 8 月 1 日改定

一般社団法人日本出版インフラセンター

一般社団法人日本出版インフラセンター（以下、当センター）は、雑誌コードが無期限にユニークなものではなく再使用されることが有り得るコード体系であることを前提として、雑誌コードの適正な運営と使用を確保するため、この雑誌コード使用規約（以下、本規約）を定める。

第 1 条 （用語の定義）

- 1 「雑誌コード」は、当センターが割り当てる出版物の記号である。
- 2 「出版物」とは、雑誌コードを付けることができる出版物である。
- 3 「雑誌コード登録者」とは、出版物の発行者、または出版物の発売者のことである。
- 4 「当センターが定める規定」とは、本規約のほか『雑誌コード／定期刊行物 JAN コード登録とソースマーキングの運用の手引き』（以下、『運用の手引き』）ならびに随時当センターのホームページに掲載される雑誌コードにかかわる運用についての定めをさす。

第 2 条 （雑誌コード登録者になるための条件）

- 1 雑誌コード登録者となろうとする者は、申込書以外に、その内容を証明する書類提出を求められることがある。その場合、雑誌コード登録者は速やかに追加書類を提出しなければならない。
- 2 雑誌コード登録者となろうとする者は、日本国内に所在地または住所を持たなければならない。
- 3 雑誌コード登録者となろうとする者は、その他、当センターが定める規定を理解し、その規定を遵守しなければならない。

第 3 条 （雑誌コード登録者の申請）

- 1 雑誌コードを使用して、出版物に表示しようとする発行者、または出版物を発売しようとする発売者は、雑誌コード登録者となるための申込みを当センターに行う。

第 4 条 （雑誌コードの取得申請）

- 1 雑誌コード登録者のうち雑誌コードの取得を希望する者は、当センターが定める申込書に必要事項を記載し、別表記載の登録料を納付の上、当センターに提出する。なお、申請に要する費用は申請者の負担とする。
- 2 登録後の申請料は、その理由に関わらず返還されない。

第 5 条 （雑誌コード取得の通知）

- 1 当センターは登録された内容を、書面もしくは電子メールにて雑誌コード登録者へ通知する。

第6条 （雑誌コードの使用）

- 1 雑誌コード登録者は、雑誌コードをその雑誌コード登録者以外の者に使用させることはできない。
- 2 雑誌コード登録者は、登録済みの雑誌コードを当センターの事前承諾無しに、他の雑誌に無断で使用することはできない。
- 3 雑誌コード登録者は、当センターが定める規定に従って、雑誌コードを使用しなければならない。

第7条 （登録内容の変更）

- 1 雑誌コード登録者は登録内容に変更が生じたときは、生じた事由や変更内容に関わらず、速やかに「登録内容変更届」を当センターへ提出しなければならない。
- 2 当センターは規約に基づき、その内容変更を審査し、原簿の変更登録をおこなう。
- 3 当センターは「登録内容変更届」以外に、その内容を証明する書類提出を求めることがある。その場合、雑誌コード登録者は速やかに追加書類を提出しなければならない。

第8条 （雑誌コード登録者の取消）

- 1 当センターは、雑誌コード登録者が出版活動停止、または事業継続困難と判断した場合、出版者登録の取消を行うことができる。

第9条 （雑誌コード登録者の雑誌コード返納の手続き）

- 1 雑誌コード登録者は、休刊などの理由により、雑誌コードを使用する予定がなくなった場合、「休刊届」を当センターまで提出し、雑誌コードを返納しなければならない。
- 2 雑誌コード登録者は、前項に関し、当センターから雑誌コードの使用確認の連絡があった場合は、速やかに回答しなければならない。
- 3 雑誌コードを返納した雑誌コード登録者は、当センターに対する債務がある場合は、直ちにその清算をしなければならない。
- 4 雑誌コード登録者は、取消または返納された雑誌コードを使用してはならない。

第10条 （強制的な雑誌コードの取消）

- 1 当センターは、雑誌コード登録者が次の各号のいずれかに該当する場合には、雑誌コード登録者に対する通知催告することなく、雑誌コード登録者または、雑誌コードの登録を取り消すことができる。
 - ①登録申請書、更新申請書、変更届等当センターに提出する書面に虚偽の内容を記載した場合
 - ②所定の登録申請料を納付しなかった場合
 - ③第2条又は第6条の規定に違反し雑誌コードを使用した場合
 - ④第7条又は第9条の規定に違反し、それぞれに定める手続きを怠った場合
- 2 当センターは、前項の規定により雑誌コードの使用登録を取り消した場合には、その雑誌コードが無効になったことを公表する。

第11条 （業務の委託について）

- 1 第2条から第10条について当センターが、指定業者へ業務の委託を行うことができる。

第12条 （免責）

- 1 当センターは、雑誌コード登録者または雑誌コード登録者であったものが被った次の各号に掲げる損害につき一切の賠償の責を負わない。
 - ①雑誌コード使用によって生じた損害
 - ②登録内容の変更を届け出なかったことにより生じた損害
 - ③第8条、第9条、第10条の規定により雑誌コードの使用登録が取り消されたことにより生じた損害
- 2 雑誌コード登録者が登録を受けた雑誌コードの使用に関して、当センターが第三者に損害の賠償を行った場合、当センターはその雑誌コード登録者に損害の求償をすることができる。

第13条 （規約の変更）

- 1 当センターは、必要と認めたときは、本規約の内容を変更することができる。
- 2 当センターは、本規約の内容を変更したときは、当センターのホームページに掲載することにより、雑誌コード登録者に通知する。掲載時以降は変更後の規約が適用される。

第14条 （細則の制定）

- 1 本規約に基づく運用の詳細については、別途、当センター内の雑誌コード管理委員会が定める細則にて制定することができる。

第15条 （準拠法及び合意管轄裁判所）

- 1 本規約の解釈については、日本国法を準拠法とする。
- 2 本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

以上